

政令第 号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四十五号）の施行に伴い、並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七條の二第一項各号（同法第八條の三において準用する場合を含む。）、第七條の八第五項及び第七條の九第一項各号並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律附則第十三條の規定に基づき、この政令を制定する。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（昭和五十二年政令第三百十七号）の一部を次のように改正する。

第四條を削る。

第五條の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（法第七條の二第一項第一号の政令で定める売上額の算定の方法）」を付し、同条第一項中「第七條の二第一項」を「第七條の二第一項第一号」に、「以下」を「次項において」に、「次條第一項及び第二項」を「次項」に改め、同項第三号中「算定すべき」を「算定

することが定められている」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 法第七条の二第一項第一号に規定する違反行為に係る商品又は役務の対価がその販売又は提供に係る契約の締結の際に定められている場合において、実行期間において引き渡した商品又は提供した役務の対価の額の合計額と実行期間において締結した契約により定められた商品の販売又は役務の提供の対価の額の合計額との間に著しい差異を生ずる事情があると認められるときは、同号に規定する政令で定める売上額を算定の方法は、実行期間において締結した契約により定められた商品の販売又は役務の提供の対価の額を合計する方法とする。この場合において、前項第三号に掲げる場合に該当するときは、同号に定める額を控除するものとする。

第五条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(法第七条の二第一項第二号の政令で定める購入額の算定の方法)

第五条 法第七条の二第一項第二号(法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する政令で定める購入額の算定の方法は、次項に定めるものを除き、実行期間において引渡しを受けた商品又は提供を受けた役務の対価の額を合計する方法とする。この場合において、次の各号

に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める額を控除するものとする。

一 実行期間において商品の量目不足、品質不良又は破損、役務の不足又は不良その他の事由により対価の額の全部又は一部が控除された場合 控除された額

二 実行期間において商品を返品した場合 返品した商品の対価の額

三 商品の引渡し又は役務の提供を行う者から引渡し又は提供の実績に応じて割戻金の支払を受けるべき旨が書面によつて明らかな契約（一定の期間内の実績が一定の額又は数量に達しない場合に割戻しを受けない旨を定めるものを除く。）があつた場合 実行期間におけるその実績について当該契約で定めるところにより算定した割戻金の額（一定の期間内の実績に応じて異なる割合又は額によつて算定するところが定められている場合にあつては、それらのうち最も低い割合又は額により算定した額）

2 法第七条の二第一項第二号に規定する違反行為に係る商品又は役務の対価がその購入又は提供に係る契約の締結の際に定められている場合において、実行期間において引渡しを受けた商品又は提供を受けた役務の対価の額の合計額と実行期間において締結した契約により定められた商品の購入又は役務の提供の対価の額の合計額との間に著しい差異を生ずる事情があると認められるときは、同号に規定する政令で定め

る購入額の算定の方法は、実行期間において締結した契約により定められた商品の購入又は役務の提供の対価の額を合計する方法とする。この場合において、前項第三号に掲げる場合に該当するときは、同号に定める額を控除するものとする。

第六条を次のように改める。

（法第七条の二第一項第三号の政令で定める額の算定の方法等）

第六条 法第七条の二第一項第三号（法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の政令で定める業務は、同号に規定する違反行為（商品又は役務を供給することに係るものに限る。）に係る商品又は役務の供給の全部又は一部を行わないことを条件として行う製造、販売、加工その他の商品又は役務（当該違反行為に係る商品又は役務を除く。）を供給する業務（同号に規定する事業者（法第八条の三において読み替えて準用する場合にあつては、特定事業者）又はその完全子会社等のうち当該違反行為（法第八条の三において読み替えて準用する場合にあつては、当該違反行為の実行としての事業活動）をしていないものに対するものを除く。）であつて、当該違反行為をした他の事業者（法第八条の三において読み替えて準用する場合にあつては、当該違反行為をした事業者団体の他の特定事

業者）又はその完全子会社等のうち当該違反行為（法第八条の三において読み替えて準用する場合にあつては、当該違反行為の実行としての事業活動）をしていないものが当該違反行為に係る商品又は役務を供給するため必要とされるものとする。

2 法第七条の二第一項第三号に規定する政令で定める額の算定の方法は、次項に定めるものを除き、実行期間において引き渡した商品又は提供した役務の対価の額を合計する方法とする。この場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める額を控除するものとする。

一 実行期間において商品の量目不足、品質不良又は破損、役務の不足又は不良その他の事由により対価の額の全部又は一部を控除した場合 控除した額

二 実行期間において商品が返品された場合 返品された商品の対価の額

三 商品の引渡し又は役務の提供を行う者が引渡し又は提供の実績に応じて割戻金の支払を行うべき旨が書面によつて明らかな契約（一定の期間内の実績が一定の額又は数量に達しない場合に割戻しを行わない旨を定めるものを除く。）があつた場合 実行期間におけるその実績について当該契約で定めるところにより算定した割戻金の額（一定の期間内の実績に応じて異なる割合又は額によつて算定することが

定められている場合にあつては、それらのうち最も低い割合又は額により算定した額)

3 第一項に規定する業務の対価が当該業務に係る契約の締結の際に定められている場合において、実行期間において引き渡した商品又は提供した役務の対価の額の合計額と実行期間において締結した契約により定められた商品の販売又は役務の提供の対価の額の合計額との間に著しい差異を生ずる事情があると認められるときは、法第七条の二第一項第三号に規定する政令で定める額の算定の方法は、実行期間において締結した契約により定められた商品の販売又は役務の提供の対価の額を合計する方法とする。この場合において、前項第三号に掲げる場合に該当するときは、同号に定める額を控除するものとする。

第七条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

(法第七条の二第一項第四号及び第七条の九第一項第三号の政令で定める額の算定の方法)

第七条 法第七条の二第一項第四号(法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。)及び第七条の九第一項第三号に規定する政令で定める額の算定の方法は、実行期間において得た金銭その他の財産上の利益の価額を合計する方法とする。

第八条から第十条までを削る。

第十一条（見出しを含む。）中「第七条の二第五項第五号」を「第七条の二第二項第五号」に改め、同条を第八条とする。

第十二条（見出しを含む。）中「第七条の二第五項第六号」を「第七条の二第二項第六号」に改め、同条を第九条とする。

第十三条の見出しを削り、同条第一項中「第七条の二第十項から第十二項までの規定のいずれかに該当する事業者が法人である場合において、当該」を「第七条の八第三項又は第四項の場合において、法第七条の四第一項第一号、第二項第一号から第四号まで又は第三項第一号若しくは第二号に規定する事実の報告及び資料の提出（以下この項並びに次条第一項及び第三項において「減免申請」という。）を行つた」に、「が行つた同条第十項第一号、第十一項第一号から第三号まで又は第十二項第一号の規定による報告及び資料の提出（以下この条及び次条において「減免申請」という。）を」と公正取引委員会との間で行われた次に掲げる行為（第五号に掲げる協議にあつては、当該消滅した法人の特定代理人（法第七条の五第九項に規定する特定代理人をいう。次項並びに次条第一項及び第二項において同じ。）と公正取引委員会との間で行われたものを含む。）に、「第七条の二第二十四項」を「第七条の八第三項」に、「が行つた減免申請」を

「と公正取引委員会との間で行われた行為」に、「同条第十項から第十二項まで」を「法第七条の四及び第七條の五」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 減免申請
- 二 法第七条の四第五項の規定による通知
- 三 法第七条の四第六項の規定による求め
- 四 法第七条の四第六項の規定による求めに応じて行う事実の報告又は資料の提出
- 五 法第七条の五第一項の協議の申出及び協議
- 六 法第七条の五第一項の合意（同条第二項各号に掲げる行為をすることを内容とするものを含む。）
- 七 法第七条の五第一項第一号及び第二項第一号に掲げる行為
- 八 法第七条の五第一項第一号ロ及びハ並びに第二項第一号ロの求め
- 九 法第七条の五第二項の規定による求め
- 十 法第七条の五第十項の規定による教示

第十三条第二項中「同条第十項から第十二項までの規定のいずれかに該当し、かつ、」を「合併前に」に

、「が行つた減免申請」を「と公正取引委員会との間で行われた前項各号に掲げる行為（同項第五号に掲げる協議にあつては、当該存続する法人の特定代理人と公正取引委員会との間で行われたものを含む。）」に、「同条第二十四項」を「法第七条の八第三項」に改め、同条を第十条とし、同条の前に見出しとして「（法第七条の八第三項又は第四項の場合における法第七条の四及び第七条の五の規定の適用）」を付する。

第十四条の見出しを削り、同条第一項中「第七条の二第十項から第十二項までの規定のいずれかに該当する事業者が法人である場合において、当該」を「第七条の八第三項又は第四項の場合において、減免申請を行つた」に改め、「当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後において」及び「（同条第十三項第一号に規定する子会社等という。以下この条において同じ。）」を削り、「（会社）」を「（会社である場合）」に、「法人が行つた減免申請」を「法人と公正取引委員会との間で行われた前条第一項各号に掲げる行為（同項第五号に掲げる協議にあつては、当該消滅した法人の特定代理人と公正取引委員会との間で行われたものを含む。）」に、「第七条の二第二十五項」を「第七条の八第四項」に、「子会社等が行つた減免申請」を「子会社等と公正取引委員会との間で行われた行為」に、「同条第十項から第十二項まで」を「法第七条の四及び第七条の五」に改め、同条第二項中「当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後におい

て」を削り、「（会社）」を「（会社である場合）」に改め、「同条第十項から第十二項までの規定のいずれかに該当する当該子会社等が」を削り、「行つた減免申請」を「当該子会社等と公正取引委員会との間で行われた前条第一項各号に掲げる行為（同項第五号に掲げる協議にあつては、当該子会社等の特定代理人と公正取引委員会との間で行われたものを含む。）」に、「同条第二十五項」を「法第七条の八第四項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 法第七条の二第一項に規定する違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人がその二以上の子会社等に対して当該違反行為に係る事業の全部を譲渡し、又は当該法人（会社である場合に限る。）がその二以上の子会社等に対して分割により当該違反行為に係る事業の全部を承継させ、かつ、合併以外の事由により消滅したときは、当該子会社等が、公正取引委員会規則で定めるところにより、共同して、減免申請及び前条第一項第四号から第七号までに掲げる行為（法第七条の八第四項の規定により当該子会社等がしたとみなされる違反行為に係るものに限る。）を行つた場合に限り、減免申請を単独で行つたものとみなして、当該子会社等について法第七条の四及び第七条の五の規定を適用する。この場合における減免申請を行つた事業者の数の計算については、当該行為を共同して行つた二以上の子会社等をもつて

一の事業者とする。

第十四条を第十一条とし、同条の次に次の三条を加える。

(法第七条の九第一項第一号の政令で定める売上額の算定の方法)

第十二条 法第七条の九第一項第一号に規定する政令で定める売上額の算定の方法は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額とを合算する方法とする。

一 実行期間において被支配事業者に引き渡した商品又は提供した役務（当該被支配事業者が法第七条の九第一項に規定する違反行為に係る一定の取引分野において当該商品又は役務を供給するために必要な商品又は役務を含む。次項において同じ。）の対価の額の合計額（次のイからハまでに掲げる場合に該当するときは、それぞれ当該イからハまでに定める額を控除した額）

イ 実行期間において商品の量目不足、品質不良又は破損、役務の不足又は不良その他の事由により対価の額の全部又は一部を控除した場合 控除した額

ロ 実行期間において商品が返品された場合 返品された商品の対価の額

ハ 商品の引渡し又は役務の提供を行う者が引渡し又は提供の実績に応じて割戻金の支払を行うべき旨

が書面によつて明らかな契約（一定の期間内の実績が一定の額又は数量に達しない場合に割戻しを行わない旨を定めるものを除く。）があつた場合、実行期間におけるその実績について当該契約で定めるところにより算定した割戻金の額（一定の期間内の実績に応じて異なる割合又は額によつて算定することが定められている場合にあつては、それらのうち最も低い割合又は額により算定した額）

- 二 実行期間において前号の一定の取引分野において引き渡した商品又は提供した役務（当該被支配事業者に引き渡した当該商品又は提供した当該役務を除く。第三項において同じ。）の対価の額の合計額（同号イからハまでに掲げる場合に該当するときは、それぞれ同号イからハまでに定める額を控除した額）
- 2 被支配事業者に引き渡す商品又は提供する役務の対価がその販売又は提供に係る契約の締結の際に定められている場合において、実行期間において被支配事業者に引き渡した商品又は提供した役務の対価の額の合計額と実行期間において被支配事業者と締結した契約（当該被支配事業者が前項第一号の一定の取引分野において当該商品又は役務を供給するために必要な商品の販売又は役務の提供に係る契約を含む。以下この項において同じ。）により定められた商品の販売又は役務の提供の対価の額の合計額との間に著しい差異を生ずる事情があると認められるときは、前項の算定においては、同号に掲げる額に代えて、実行

期間において被支配事業者と締結した契約により定められた商品の販売又は役務の提供の対価の額の合計額（同号ハに掲げる場合に該当するときは、同号ハに定める額を控除した額）を用いる。

3 第一項第一号の一定の取引分野において引き渡す商品又は提供する役務の対価がその販売又は提供に係る契約の締結の際に定められている場合において、実行期間において当該一定の取引分野において引き渡した商品又は提供した役務の対価の額の合計額と実行期間において当該一定の取引分野において締結した契約（当該被支配事業者と締結した当該商品の販売又は当該役務の提供に係る契約を除く。以下この項において同じ。）により定められた商品の販売又は役務の提供の対価の額の合計額との間に著しい差異を生ずる事情があると認められるときは、第一項の算定においては、同項第二号に掲げる額に代えて、実行期間において当該一定の取引分野において締結した契約により定められた商品の販売又は役務の提供の対価の額の合計額（同項第一号ハに掲げる場合に該当するときは、同号ハに定める額を控除した額）を用いる。（法第七条の九第一項第二号の政令で定める額の算定の方法等）

第十三条 法第七条の九第一項第二号の政令で定める業務は、同項に規定する違反行為に係る商品又は役務の供給を受ける者に対し、当該商品又は役務の供給を受けるために必要な情報の提供、事務の管理その他

の役務を提供する業務とする。

2 法第七条の九第一項第二号に規定する政令で定める額の算定の方法は、次項に定めるものを除き、実行期間において提供した役務の対価の額を合計する方法とする。この場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める額を控除するものとする。

一 実行期間において役務の不足又は不良その他の事由により対価の額の全部又は一部を控除した場合
控除した額

二 役務の提供を行う者が提供の実績に応じて割戻金の支払を行うべき旨が書面によつて明らかな契約（一定の期間内の実績が一定の額又は数量に達しない場合に割戻しを行わない旨を定めるものを除く。）があつた場合 実行期間におけるその実績について当該契約で定めるところにより算定した割戻金の額（一定の期間内の実績に応じて異なる割合又は額によつて算定することが定められている場合にあつては、それらのうち最も低い割合又は額により算定した額）

3 第一項に規定する業務の対価が当該業務に係る契約の締結の際に定められている場合において、実行期間において提供した役務の対価の額の合計額と実行期間において締結した契約により定められた役務の提

供の対価の額の合計額との間に著しい差異を生ずる事情があると認められるときは、法第七条の九第一項第二号に規定する政令で定める額の算定の方法は、実行期間において締結した契約により定められた役務の提供の対価の額を合計する方法とする。この場合において、前項第二号に掲げる場合に該当するときは、同号に定める額を控除するものとする。

（法第七条の九第二項の政令で定める売上額の算定の方法）

第十四条 法第七条の九第二項に規定する政令で定める売上額の算定の方法は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額とを合算する方法とする。

一 違反行為期間において、法第七条の九第二項に規定する違反行為に係る一定の取引分野において引き渡した商品又は提供した役務（当該一定の取引分野において商品又は役務を供給する他の事業者に引き渡した商品又は提供した役務を除く。次項において同じ。）の対価の額の合計額（次のイからハまでに掲げる場合に該当するときは、それぞれ当該イからハまでに定める額を控除した額）

イ 違反行為期間において商品の量目不足、品質不良又は破損、役務の不足又は不良その他の事由により対価の額の全部又は一部を控除した場合 控除した額

ロ 違反行為期間において商品が返品された場合 返品された商品の対価の額

ハ 商品の引渡し又は役務の提供を行う者が引渡し又は提供の実績に応じて割戻金の支払を行うべき旨が書面によつて明らかな契約（一定の期間内の実績が一定の額又は数量に達しない場合に割戻しを行わない旨を定めるものを除く。）があつた場合 違反行為期間におけるその実績について当該契約で定めるところにより算定した割戻金の額（一定の期間内の実績に応じて異なる割合又は額によつて算定することが定められている場合にあつては、それらのうち最も低い割合又は額により算定した額）

二 違反行為期間において前号の一定の取引分野において商品又は役務を供給する他の事業者に引き渡した当該商品又は提供した当該役務（当該他の事業者が当該一定の取引分野において当該商品又は役務を供給するために必要な商品又は役務を含む。第三項において同じ。）の対価の額の合計額（同号イからハまでに掲げる場合に該当するときは、それぞれ同号イからハまでに定める額を控除した額）

2 前項第一号の一定の取引分野において引き渡す商品又は提供する役務（当該一定の取引分野において商品又は役務を供給する他の事業者に引き渡す商品又は提供する役務を除く。）の対価がその販売又は提供に係る契約の締結の際に定められている場合において、違反行為期間において当該一定の取引分野におい

て引き渡した商品又は提供した役務の対価の額の合計額と違反行為期間において当該一定の取引分野において締結した契約（当該一定の取引分野において商品又は役務を供給する他の事業者と締結した商品の販売又は役務の提供に係る契約を除く。以下この項において同じ。）により定められた商品の販売又は役務の提供の対価の額の合計額との間に著しい差異を生ずる事情があると認められるときは、前項の算定においては、同号に掲げる額に代えて、違反行為期間において当該一定の取引分野において締結した契約により定められた商品の販売又は役務の提供の対価の額の合計額（同号ハに掲げる場合に該当するときは、同号ハに定める額を控除した額）を用いる。

3 第一項第一号の一定の取引分野において商品又は役務を供給する他の事業者に引き渡す当該商品又は提供する当該役務（当該他の事業者が当該一定の取引分野において当該商品又は役務を供給するために必要な商品又は役務を含む。）の対価がその販売又は提供に係る契約の締結の際に定められている場合において、違反行為期間において当該他の事業者に引き渡した当該商品又は提供した当該役務の対価の額の合計額と違反行為期間において当該他の事業者と締結した契約（当該他の事業者が当該一定の取引分野において当該商品又は役務を供給するために必要な商品の販売又は役務の提供に係る契約を含む。以下この項に

において同じ。)により定められた商品の販売又は役務の提供の対価の額の合計額との間に著しい差異を生ずる事情があると認められるときは、第一項の算定においては、同項第二号に掲げる額に代えて、違反行為期間において当該他の事業者と締結した契約により定められた商品の販売又は役務の提供の対価の額の合計額(同項第一号ハに掲げる場合に該当するときは、同号ハに定める額を控除した額)を用いる。

第十六条第三項第一号中「第七条の二第十三項第一号」を「第九条第五項」に改める。

第二十二條第一項中「及び第二項」を削り、「事業者が当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間(当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。以下この項及び同条第一項において「違反行為期間」という。)」を「違反行為期間」に、「(同条第一項)を「(同項)に改め、同項第三号中「算定すべき」を「算定することが定められている」に改め、同条第二項中「以下この項に」を「第二号に」に改め、同項第一号中「法第十九条の規定に違反する行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間(当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。以下この項及び次条第三項から第五項までにおいて「違反行為期間」という。)」を「違反行為期間」に、「(以下この項及び次条第三項から第五項まで)」を「(以下この項及び次条第二項から第四項

まで」に、「次条第三項に」を「次条第二項に」に改め、同号ハ中「算定すべき」を「算定することが定められている」に改め、同項第二号中「次条第四項及び第五項」を「次条第三項及び第四項」に改める。

第二十三条第一項中「定められる」を「定められている」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、前条第一項第三号に掲げる場合に該当するときは、同号に定める額を控除するものとする。

第二十三条第二項を削り、同条第三項中「定められる」を「定められている」に、「前条第二項第一号に」を「前条第二項の算定においては、同項第一号に」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「定められる」を「定められている」に、「前条第二項第二号」を「前条第二項の算定においては、同項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「定められる」を「定められている」に、「前条第二項第三号」を「前条第二項の算定においては、同項第三号」に改め、同項を同条第四項とする。

第二十四条中「法第十九条の規定に違反する行為（法第二条第九項第二号に該当するものに限る。次条第一項において同じ。）をした日から当該行為がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日からさかのぼって三年間とする。以下この条及び次条第一項において「違反行為期間」

という。」を「違反行為期間」に、「当該行為に」を「法第十九条の規定に違反する行為（法第二条第九項第二号に該当するものに限る。次条において同じ。）に」に改め、同条第三号中「算定すべき」を「算定することが定められている」に改める。

第二十五条第一項中「定められる」を「定められている」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、前条第三号に掲げる場合に該当するときは、同号に定める額を控除するものとする。

第二十五条第二項を削る。

第二十六条中「法第十九条の規定に違反する行為（法第二条第九項第三号に該当するものに限る。次条第一項において同じ。）をした日から当該行為がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日からさかのぼって三年間とする。以下この条及び次条第一項において「違反行為期間」という。）を「違反行為期間」に、「当該行為に」を「法第十九条の規定に違反する行為（法第二条第九項第三号に該当するものに限る。次条において同じ。）に」に改め、同条第三号中「算定すべき」を「算定することが定められている」に改める。

第二十七条第一項中「定められる」を「定められている」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、前条第三号に掲げる場合に該当するときは、同号に定める額を控除するものとする。
第二十七条第二項を削る。

第二十八条中「法第十九条の規定に違反する行為（法第二条第九項第四号に該当するものに限る。次条第一項において同じ。）をした日から当該行為がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日からさかのぼって三年間とする。以下この条及び次条第一項において「違反行為期間」という。）を「違反行為期間」に、「当該行為に」を「法第十九条の規定に違反する行為（法第二条第九項第四号に該当するものに限る。次条において同じ。）に」に改め、同条第三号中「算定すべき」を「算定することが定められている」に改める。

第二十九条第一項中「定められる」を「定められている」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、前条第三号に掲げる場合に該当するときは、同号に定める額を控除するものとする。
第二十九条第二項を削る。

第三十条第一項中「及び第二項」を削り、「法第二十条の六に規定する違反行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるとときは、当該行為がなくなる日からさかのぼって三年間と

する。以下この条並びに次条第一項及び第三項において「違反行為期間」という。」を「違反行為期間」に、「当該行為の」を「法第二十条の六に規定する違反行為の」に改め、同項第三号中「算定すべき」を「算定することが定められている」に改め、同条第二項中「次条第三項及び第四項」を「次条第二項」に改め、同項第三号中「算定すべき」を「算定することが定められている」に改める。

第三十一条第一項中「定められる」を「定められている」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、前条第一項第三号に掲げる場合に該当するときは、同号に定める額を控除するものとする。

第三十一条第二項を削り、同条第三項中「定められる」を「定められている」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、前条第二項第三号に掲げる場合に該当するときは、同号に定める額を控除するものとする。

第三十一条第三項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年十二月二十五日）から施行する。

（課徴金の納付の免除の通知に関する経過措置等）

第二条 改正法第二条の規定による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「新法」という。）第七条の三第一項（新法第七条の九第三項及び第四項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第三項並びに第七条の八第三項及び第四項（これらの規定を新法第七条の九第三項及び第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正法の施行の日以後に改正法附則第六条第五項の規定によりなお従前の例によりされた改正法第二条の規定による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「旧法」という。）第七条の二第十八項の規定による通知は、新法第七条の四第七項の規定による通知とみなす。

2 改正法附則第六条第二項又は第三項の規定によりなお従前の例により課徴金の額を計算する場合における旧法第七条の二第七項及び第九項の規定の適用については、同条第七項第一号中「第四項」とあるのは

「第四項若しくは私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四十五号）第二条の規定による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下この号及び次号において「新独占禁止法」という。）第七条の九第一項若しくは第二項」と、「第二十一項」とあるのは「第二十一項若しくは新独占禁止法第七条の四第七項若しくは第七条の七第三項（新独占禁止法第七条の九第三項及び第四項において読み替えて準用する場合を含む。）」と、同項第二号中「第四項」とあるのは「第四項若しくは新独占禁止法第七条の九第一項若しくは第二項」と、「第二十一項」とあるのは「第二十一項若しくは新独占禁止法第七条の四第七項若しくは第七条の七第三項（新独占禁止法第七条の九第三項及び第四項において読み替えて準用する場合を含む。）」とする。

（事実の報告及び資料の提出を行った事業者の数の計算に関する経過措置）

第三条 改正法の施行の日前に旧法第七条の二十第十項第一号、第十一項第一号から第三号まで又は第十二項第一号の規定による事実の報告及び資料の提出を行った事業者は、当該事実の報告及び資料の提出に係る旧法第七条の二第一項に規定する違反行為について新法第七条の四第一項第一号、第二項第一号から第四号まで並びに第三項第一号及び第二号に規定する事実の報告及び資料の提出を行った他の事業者について

のこれらの規定の事業者の数の計算においては、当該事実の報告及び資料の提出を行った事業者とみなす。

2 前項の規定は、新法第八条の三において読み替えて準用する新法第七条の四第一項第一号、第二項第一号から第四号まで並びに第三項第一号及び第二号に規定する事実の報告及び資料の提出を行った事業者の数の計算について準用する。

(公正取引委員会事務総局組織令の一部改正)

第四条 公正取引委員会事務総局組織令(昭和二十七年政令第三百七十三号)の一部を次のように改正する。

第十八条第十号中「減免」を「減免申請」に改める。

附則第四条中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

理由

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、不当な取引制限等の違反行為に係る商品又は役務の売上額の算定方法を定める必要があるからである。